

日田市



第34号

農業委員会だより

■発行/日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島2丁目6番1号



農業者の声を市政に 反映させよう!

日田市農業委員会は令和3年9月29日、原田市長に「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。これは農業委員会等に関する法律に基づくもので、農業者の意見を市の農業施策に反映させることを目的とするものです。

農業委員会は市と協力して、農地に係る諸問題解決に向けて積極的に取り組んでいきます。



目次

- 農地等利用最適化推進施策に関する意見書・・・P. 2、3
- 市政功労者表彰・・・P. 3
- 農業委員会活動報告・・・P. 4
- 下限面積、戸別訪問、権限移譲について・・・P. 5
- 相続税・贈与税等の納税猶予の特例を受けられている方へ、農地中間管理事業について・・・P. 6
- 農業委員会からのお知らせ・・・P. 7、8

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

日田市農業委員会は、9月29日、農業委員会に関する法律第38条の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を原田市長に提出しました。

・(担い手への支援)

周辺部の小規模な農家においては、農業資材、農薬、肥料等の値上がりが続く、水稲栽培では所得が年々減少しており、このままでは、収支が合わないため離農する農家が増加することが懸念されており、大規模農家においても米価の単価が下がれば規模を縮小することが懸念され、今後は担い手の確保が重要な課題となっております。農業委員会としても担い手に対し農地のあっせん等を行っておりますが、農地の出し手はいるものの、受け手が少ない状況です。

担い手対策として次のことを要望します。

①(集落営農組織に対する支援)

担い手である集落営農組織に対して農作業の効率化と体制強化に向けて共同機械の導入に対して支援している、集落営農組織活動支援事業において、経費削減のため中古機械の導入の支援、事業枠の

拡大について対象となるよう要望します。

②(地域の担い手に対する支援)

人・農地プラン、中山間地域等直接支払事業、多面的機能交付金支払事業においては、農地維持管理を継続させるため、地域の中で将来的に、農家が耕作できなくなった場合、地域内の農家などが継続して管理を行うこととして、担い手農家を定めることとなっています。このような、担い手農家(個人)の農業機械の導入に対しても支援いただけるよう事業枠の拡大を要望します。

③(営農指導体制の整備)

担い手の育成は、農協と協力し、農作物の植え付けから管理、収穫までの指導と農作物の販売が重要となるため、営農指導員の育成に支援いただくよう要望します。

・(農地への排水・給水対策・災害復旧)

農地の畑地化による農家所得の拡大が推進されていますが、水田においては、基盤整備から

数十年が経過し、水はけが悪く水稲以外の作物の栽培ができないところが多くあります。また、給水施設についても、老朽化により安定した農業用水の供給ができないところがあります。安定した、作物栽培が出来るよう、排水対策・給水施設の整備を要望します。

また、昨年の「令和2年7月豪雨」では、市内各所で災害が発生し、災害復旧にご尽力いただいていることに、深く敬意を表します。

すべての復旧が完了するには相当の間が必要であることは承知しておりますが、復旧が遅れば遅れるほど離農や耕作放棄地の増加が懸念されるため、早期に農業が再開できるよう復旧・復興に取り組んでいただくよう要望します。

(農業振興地域の見直しについて)

農業振興地域の中で、農用地の指定がなされているが、現地確認をすると減反政策の中ですでに植林されているものや、耕作条件が悪く耕作放棄地となっている農地が多くみられます。農業委員会では、農地利用の意向確認を行い、農地と



しての活用を促してはいますが、既に植林されている農地については転用許可を受けるよう指導しております。

また、当初より山林として利用している土地が、農業振興地域に含まれている場合が散見されるため、抜本的な見直しを行うよう要望します。

令和3年度から農業振興地域の見直しに着手されていますが、転用する場合、農用地の除外が必要であることから、農業振興地域整備計画の見直し時に、農地として活用できない農地につ

いては、農業振興地域の農用地指定から除外するよう要望します。

・(有害鳥獣対策について)

山林に接している農地は、遊休農地が多く、農地周辺の山林において、間伐などの手入れが行われていない山林及び最近では、全伐された山林がそのまま放置されているところが増加しており、有害鳥獣被害増加の一因となっていると考えられます。遊休農地を解消するためには、地域ぐるみの取り組みが必要となりますことから、その取り組みに対する助成、また、山林の手入れを行うことにより、有害鳥獣が近づきにくい環境整備につながることから、市が積極的に関与して間伐・枝打ちなど山の手入れを進めるよう要望します。

また、現在は獣肉処理場が上津江町に設置されていますが、遠方なので捕獲したものを搬入するのに時間がかかりすぎるとの意見も耳にしますことから、日田市全体をエリア分けして、獣肉処理場を分散して設置されるよう要望します。

令和3年度市政功労者表彰



日田市では毎年「文化の日」にちなみ、市政の興隆発展に多大な功績のあった方々を日田市市政功労者として表彰を行っています。

今年度の表彰式では、十二年の永きに亘り農業委員として日田市農業の発展に貢献してきたとして元農業委員である梶伸廣氏が受賞されました。

農業委員会活動報告

農地パトロールを

実施しました

農業委員会では毎年八月から九月にかけて農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

この調査では、主に荒れた農地や違反転用がないかを確認しています。

この調査の結果を受けて、対象農地の所有者等に農地の利用に関する意向調査を行う事がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



パトロールの様子

「人・農地プランの実質化」等まちづくりに向けた話し合い スキルマスター研修会 に参加しました

話し合いの参加者から様々な意見を引き出すスキルを身につけるための研修会が、農業委員会の女性委員で組織されている「ウーマンアグリネットおおいた」と（一社）大分県農業会議共催で開催されました。

（一社）会議ファシリテーター普及協議会代表釘山氏、副代表小野寺氏を講師に、基礎編・実践編の全三回開催され、前期・後期にそれぞれ女性委員が一名ずつ参加しました。

参加者が納得する「全員参加型」の話し合いのスキルを楽しく学びました。

十月に開催された時の

研修会の様子



戸別訪問の実施について

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が戸別訪問を行い、アンケートを実施していましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止しています。このアンケートを通じて近い将来所有している農地をどのようにしていきたいかの意向把握を行い、農地を売りたい、貸したい等の農地情報の共有を行うためのものです。落ち着きましたら、再開する予定です。

その際には皆様のご理解とご協力をお願いします。



下限面積について

農地を売買・贈与したり、貸し借りしたりする場合には、農地法3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。その許可要件の一つに許可後の耕作面積が国の基準では50アール以上必要となっています。

しかし、この下限面積が平成21年12月の改正農地法により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げることができるようになり(農地法第3条第2項第5号)、日田市では25アールの他に「空き家に付随した農地に限定した農地」について1アール(規則17条第2項の適用)に定めています。

適用を受ける農地が付随している空き家は、あらかじめ空き家バンクに登録されており、その農地は事前に農業委員会の指定を受ける必要があります。

詳しくは農業委員会にお問い合わせください。



定例総会の様子

申請された案件は農業委員が現地調査を行い、毎月開催される定例総会において、立地条件や事業計画を勘案して審査されます。

農地転用許可に関する農地法の事務・権限の一部が大分県から日田市(農業委員会)に移譲されました。

農地転用は、農業委員会が許可申請を受付・審査後、大分県が許可を行っていましたが、令和三年四月より県に替わって日田市農業委員会が許可を行っています。移譲後は申請から許可までの期間が短縮されています。

相続税・贈与税等の納税猶予の特例を受けられている方へ

● 次のような場合等には、納税猶予が打ち切りになる可能性があります。ご注意ください。

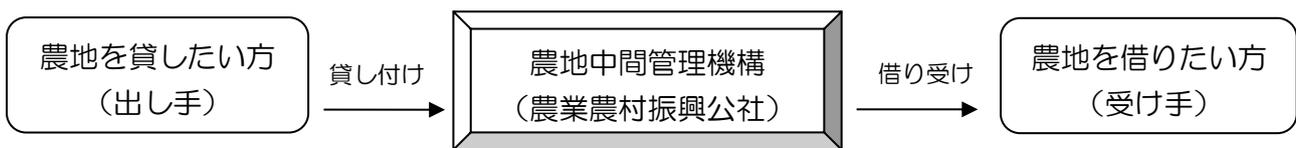
- ① 特例農地等について譲渡・貸付・転用・耕作放棄があった場合。
- ② 特例農地での農業経営をやめた場合。
- ③ 納税猶予適用継続届出書を提出しなかった場合。

納税猶予は農地と農業経営者を税制面において支えるために作られた制度です。納税猶予を受けている方は、地域や家族として自分のためにも、今後の大切な農地を守っていただく必要があります。改めてお願いします。



農地中間管理事業による農地の貸借をしませんか？

農地中間管理事業とは大分県農地中間管理機構（大分県農業農村振興公社）が、農地を貸したい方と農地を借りたい方の中間的受け皿となって、農地の集積・集約化を進める事業です。



～農地を貸したい方へ～

- ① 賃借料は受け手から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします。
- ② 借入期間が過ぎたら、農地はお返しします。（延長もできます。）
- ③ 機構に貸し付けをした農地にかかる固定資産税が軽減される場合があります。（一定の条件を満たす必要があります。）

～農地を借りたい方へ～

- ① まとまりのある農地を借り受けたり、他の受け手と農地を交換したりして、農作業の効率化が図れます。
- ② 出し手が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます。
- ③ 万一、出し手が子の代に移っても、契約期間内は変わらず耕作できます。

詳しくは、日田市農業振興課（電話番号 0973-22-8211）にお問い合わせください。



老後の備えは、
農業者年金で安心!

農業者年金は、次の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

○60歳未満の方

○国民年金第1号被保険者

(国民年金の保険料納付免除者は除く。)

○年間60日以上農業に従事している方

(配偶者・後継者も可)

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助(月額最大1万円)があります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJA窓口(農業協同組合)へお問合せ下さい。

日田市のホームページからでも
農業委員会の情報がご覧いただけます。

http://www.city.hita.oita.jp/soshiki/nogyo/nogyo_jimukyoku/index.html

主な
内容

- 農業委員会の業務内容
- 農地法関係の申請手続き案内
- 各種申請書様式のダウンロード
- 農業者年金に関する情報
- 農業委員会が発行する証明
- 農業委員会総会議事録
- 農業委員会だより 等

農地の「賃借料情報」を 提供しています!

平成21年6月4日に「農地法の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に施行されました。この改正により「標準小作料」が廃止され、これに代わり農業委員会が農地の賃借料の情報提供を行うことが法律上明記されました。

農業委員会事務局では、改正後の農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報を提供しておりますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸手と借手の両者でよく協議したうえで締結してください。



購読料 | ヶ月 700円(送料込)

農業経営には情報が多いいほど良い!

- 農政の動きをわかりやすく解説!
- 経営に役立つ情報も満載!
- 家族で楽しめる記事も充実!
- 農業者の視点でお届けします!

週刊 金曜日発行

■購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み・お問合せ下さい。

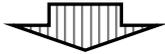
お問合せ先 / 農業委員会事務局(市役所3F) ☎0973-22-8213

農地に関する手続きについて

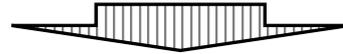
「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用していいものでは」と思っている方はいませんか。

- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』したりするときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは、現況で判断されます。登記地目が農地(田・畑)であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

農地を売買又は貸し借りするときは	自分名義の農地を転用するときは	他人名義の土地を買うか借りて転用するときは
3条申請及び農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請



- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作者の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。



- 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。



- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。
- ◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告・登記まで済ませて下さい。
- ◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

申請書の締切りは、

毎月
17日

- 17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。
- 申請書提出までに期間を要する場合があります。早めにご相談ください。